証券コード　9744
2020年６月３日

株　主　各　位

本店所在地：名古屋市西区康生通二丁目20番地１
東京本社：東京都台東区上野一丁目１番10号
株式会社メイテック
代表取締役社長　　國分秀世

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素はご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただくようお願い申し上げます。

なお、書面またはインターネット等による議決権の行使をいただける場合、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年６月24日（水曜日）午後６時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

１．日　　時　2020年６月25日（木曜日）**午後２時**
（受付開始は、午後１時30分とさせていただきます。
午後１時30分以前はご入場いただけませんのでご注意ください。）

２．場　　所　東京都台東区上野一丁目１番10号　オリックス上野１丁目ビル ７階
株式会社メイテック　東京本社

３．目的事項

報告事項
1. 第47期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第47期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議　案　剰余金の配当（第47期期末配当）の件

４．招集にあたっての決定事項

⑴郵送による議決権行使について

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年６月24日（水曜日）の午後６時までに到着するようご返送ください。

⑵インターネットによる議決権行使について

インターネット（電磁的方法）による議決権行使のお手続きについては、次頁をご参照ください。なお、当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

⑶議決権行使書用紙に賛否が表示されない場合の取扱い

書面による議決権行使をされた場合で、議決権行使書用紙に賛否を表示されない場合には、賛成の意思表示をされたものとして当社は取り扱います。

⑷インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

⑸書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

⑹議決権の不統一行使について

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

５．インターネット開示に関する事項

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次の事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（URL：https://www.meitec.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部であります。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承ください。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

◎本株主総会招集ご通知に掲載しております株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（URL：https://www.meitec.co.jp/）において周知させていただきます。

＜インターネットによる議決権の行使等についてのご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

（1）議決権行使サイトについて

① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止します。）

② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

③ 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

④ インターネットによる議決権行使は、2020年６月24日（水曜日）の午後６時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

（2）インターネットによる議決権行使方法について

① パソコン、携帯電話による方法

・議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

② スマートフォンによる方法

・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）

・セキュリティの観点からQRコードでのログインは１回のみとなります。２回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。

・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記（2）①パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

（3）複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

（4）議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

当社ウェブサイトのご案内
　当社は、インターネット上にウェブサイトを開設し、月次稼働率等主要経営指標、また決算・四半期決算等の発表資料など、最新の企業情報を開示しております。
　URL:https://www.meitec.co.jp/
　なお、第47回定時株主総会開催のご案内につきましては、次のURLに掲載しております。
　URL:https://www.meitec.co.jp/ir/stock_information/general_meeting.html

機関投資家の皆様へ
　当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、議決権電子行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）をご利用いただけます。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案　剰余金の配当（第47期期末配当）の件

期末の配当金につきましては、事業報告「7．剰余金の配当等の決定に関する方針」に沿った中期経営計画の利益配分計画における配当性向60％に即して、以下の通りといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類
　金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金１１５円５０銭といたしたいと存じます。
　なお、この場合の配当総額は、金3,１８７,８５５,５５５円となります。
　これにより、中間配当金（１株につき金８６円５０銭）と合わせまして、年間配当金は１株につき金２０２円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　2020年６月26日といたしたいと存じます。

以上

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1)　事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2019年４月１日～2020年３月31日）においては、当社の主要顧客である大手製造業各社で、景況に左右されることなく、次代を見据えた技術開発投資を持続される企業が多く見られました。また、今年度特有の祝日等による稼働日数の減少や、時間外労働減少による稼働時間の低下等はあったものの、採用に尽力した結果、エンジニア社員は増員となり、堅調な受注環境の下、稼働人員数が順調に増加しました。

その結果、連結売上高は前年同期比32億59百万円（3.3％）増収の1,009億95百万円となりました。連結売上原価はエンジニア社員の増員による労務費増加等を主因に前年同期比21億22百万円（3.0％）増加の738億23百万円、連結販売費及び一般管理費は、一時的なシステム費用の増加等により、前年同期比８億45百万円（6.3％）増加の142億45百万円となりました。この結果、連結営業利益は前年同期比２億90百万円（2.3％）増益の129億26百万円、連結経常利益は前年同期比３億31百万円（2.6％）増益の129億75百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比２億64百万円（3.0％）増益の90億93百万円となりました。

事業の種類別セグメントの状況は次の通りであります。

①エンジニアリングソリューション事業

連結売上高の９割超を占めるエンジニアリングソリューション事業、特に中核事業のエンジニア派遣事業においては、稼働日数の減少および稼働時間低下等はあったものの、稼働人員数の増加を主因に、売上高は前年同期比33億55百万円（3.5％）増収の994億61百万円となりました。営業利益は一時的なシステム費用の増加等もあり、前年同期比４億16百万円（3.5％）増益の124億92百万円となりました。

当社単体の稼働率（全体）は96.4％（前年同期97.5％）となり、前年同期比で減少しました。また、稼働時間については大手企業のワークライフバランスの取り組み等により時間外労働が減少し、8.54h/day（前年同期8.62h/day）と前年同期比で低下しました。

②エンジニア紹介事業

エンジニアに特化した職業紹介事業を行っている株式会社メイテックネクストにおいては、紹介決定数の減少により、売上高は、前年同期比１億23百万円(7.0%)減収の16億39百万円、営業利益は前年同期比１億25百万円(22.5%)減益の４億34百万円となりました。

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2. セグメントの売上高の金額には、セグメント間の内部売上高または振替高を含んでおります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、主として、事業支援システム等の強化及び整備に対する設備投資を行い、その総額は３億13百万円でありました。

また、セグメントごとの設備投資については、エンジニアリングソリューション事業３億９百万円、エンジニア紹介事業４百万円でありました。

上記の設備投資の金額には、ソフトウエア、その他（ソフトウエア仮勘定）を含めております。

(3) 資金調達の状況

所要資金は自己資金によって賄っております。また、当連結会計年度は、新株式・社債発行等による資金調達は行っておりません。

⑷ 対処すべき課題

当社グループの根幹事業はエンジニアリングソリューション事業であります。「共生と繁栄」の経営理念に立脚し、私たちメイテックグループは、全社員がつながりあい、エンジニア価値を起点として、５つの価値（エンジニア価値、社員価値、顧客価値、株主価値、社会価値）を持続的に向上させます。

エンジニアリングソリューション事業における将来の業績については、技術力の高いエンジニア社員数とその稼働率の多寡に懸かっています。従いまして、当社グループにおいては、受注営業、採用・増員、キャリアサポートの業務について、環境変化を適切に捉えてバランスを取りながら、それぞれの業務を永続して強化し、持続的成長を実現していくことが最大の課題であると認識しています。

①受注営業

エンジニアリングソリューション事業は、エンジニアのキャリアアップを支援する事業でもあります。稼働人員数の増加や稼働率の維持・向上を図るための受注量の確保はもちろんのこと、エンジニアのキャリアアップの選択肢を拡げるためにも業務領域を拡大し、機会と場を提供し続けることが最重要であります。従いまして、平時・有事にかかわらず十分な受注を獲得するために、今後も営業システムの変革を継続し、営業力の強化に取り組んでいく所存です。

②採用・増員

日本最大の「プロのエンジニア集団」である当社グループにおいては、エンジニアを中心とした多くの優秀な人材を確保することが成長力の源泉となります。従いまして、当社グループでは、業界のリーディングカンパニーとしての信頼性・安心感に基づいたブランドを労働市場に確立していき、採用力を高めていきます。今後も、平時・有事の市場環境の変化に対応した効率的な採用・増員活動に取り組んでいく所存です。

③キャリアサポート

日本最大の「プロのエンジニア集団」における品質の維持・向上を図るためには、一人ひとりのエンジニアのキャリアアップをきめ細かにサポートしていくことが必要不可欠であります。これらのキャリアサポートを適時適切に実施していくために、エンジニアが提供するサービスの品質を「技術力×人間力＝総合力」と定め、エンジニア主体のキャリアアップ支援の拡大と会社主導のキャリアアップ支援の強化に取り組んでいます。今後も、顧客ニーズの変化や拡大等を適切に把握して、効率的なキャリアサポートの強化に取り組んでいく所存です。

⑸ 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　分	2017年3月期 [2016年4月1日から 2017年3月31日まで]	2018年3月期 [2017年4月1日から 2018年3月31日まで]	2019年3月期 [2018年4月1日から 2019年3月31日まで]	2020年3月期 [2019年4月1日から 2020年3月31日まで] (当連結会計年度)
売上高(百万円)	89,979	93,618	97,736	100,995
営業利益(百万円)	11,142	11,458	12,635	12,926
経常利益(百万円)	11,145	11,465	12,643	12,975
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	7,937	8,132	8,829	9,093
1株当たり当期純利益(円)	274.32	286.64	315.43	328.36
総資産(百万円)	66,377	70,934	74,615	77,493
純資産(百万円)	37,854	40,139	42,371	44,327
1株当たり純資産(円)	1,330.57	1,424.01	1,518.42	1,606.03

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区　分	第44期 [2016年4月1日から 2017年3月31日まで]	第45期 [2017年4月1日から 2018年3月31日まで]	第46期 [2018年4月1日から 2019年3月31日まで]	第47期 [2019年4月1日から 2020年3月31日まで] (当事業年度)
売上高(百万円)	70,083	72,252	74,036	75,297
営業利益(百万円)	9,213	9,342	10,157	10,382
経常利益(百万円)	9,798	10,105	10,921	11,290
当期純利益(百万円)	7,073	7,461	7,768	8,112
1株当たり当期純利益(円)	244.48	263.00	277.54	292.95
総資産(百万円)	58,220	61,624	63,978	65,540
純資産(百万円)	34,997	36,434	37,468	38,265
1株当たり純資産(円)	1,230.24	1,292.67	1,342.72	1,386.40

⑹ 重要な親会社及び子会社の状況（2020年３月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名　　称	所在地	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社メイテック フィルダーズ	東京都台東区	百万円 120	% 100.0	ミドルレンジのエンジニア派遣事業
株式会社 メイテックキャスト	東京都千代田区	百万円 100	% 100.0	製造業を主要顧客とした登録型人材派遣事業
株式会社 メイテックEX	愛知県 名古屋市西区	百万円 50	% 100.0	シニアエンジニア派遣事業
株式会社 メイテックネクスト	東京都台東区	百万円 30	% 100.0	エンジニア特化型の職業紹介事業
株式会社メイテック ビジネスサービス	千葉県柏市	百万円 10	% 100.0	一般事務処理業務の受託

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

⑺ 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

エンジニアリングソリューション事業
エンジニア紹介事業

⑻ 主要な拠点等（2020年３月31日現在）

① 当社

本店	愛知県名古屋市西区康生通二丁目20番地１
東京本社	東京都台東区上野一丁目１番10号
営業拠点	仙台EC（宮城県）、宇都宮EC（栃木県）、高崎EC（群馬県）、 さいたまEC（埼玉県）、水戸EC（茨城県）、筑波EC（茨城県）、 千葉EC（千葉県）、東京EC（東京都）、東京北EC（東京都）、 八王子EC（東京都）、立川EC（東京都）、横浜EC（神奈川県）、 川崎EC（神奈川県）、厚木EC（神奈川県）、湘南EC（神奈川県）、 三島EC（静岡県）、静岡EC（静岡県）、浜松EC（静岡県）、 甲信越EC（長野県）、岡崎EC（愛知県）、豊田EC（愛知県）、 名古屋EC（愛知県）、名古屋南EC（愛知県）、名古屋北EC（愛知県）、 三重EC（三重県）、岐阜EC（岐阜県）、金沢EC（石川県）、 滋賀EC（滋賀県）、京都EC（京都府）、大阪EC（大阪府）、 神戸EC（兵庫県）、広島EC（広島県）、福岡EC（福岡県）、 ソリューションセンターイースト（東京都）、 ソリューションセンターセントラル１（愛知県） ソリューションセンターセントラル２（愛知県）
テクノセンター	厚木テクノセンター（神奈川県）、名古屋テクノセンター（愛知県）

（注）ECとは、エンジニアリングセンターの略称となります。

② 子会社等

子会社等の主要な拠点等につきましては、「⑹重要な親会社及び子会社の状況　②子会社の状況」に記載の通りであります。

⑼ 従業員の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の従業員数

区　分	従　業　員　数	前　期　末　比
エンジニアリングソリューション事業	10,929名	652名増
エンジニア紹介事業	81名	7名減

② 当社の従業員数

区　分	従　業　員　数	前　期　末　比
エンジニアリングソリューション事業	7,659名	263名増

⑽ 主要な借入先及び借入額（2020年３月31日現在）

該当事項はありません。

⑾ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数　142,854,400株

② 発行済株式の総数　29,000,000株
（自己株式1,399,519株を含む）

③ 株主数　4,887名
（前期末比　212名減）

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,964	10.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,302	8.34
明治安田生命保険相互会社	1,565	5.67
日本生命保険相互会社	1,113	4.03
JP MORGAN CHASE BANK 385632	843	3.05
メイテック社員持株会	810	2.93
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	733	2.65
CHASE NOMINEES RE JASDEC TREATY CLIENT A/C (GENERAL)	728	2.63
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	691	2.50
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	566	2.05

（注）1．当社は、自己株式1,399,519株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記大株主から除いております。
また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2．持株数及び持株比率については、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

新株予約権等については発行しておりません。

4．会社役員に関する事項

⑴ 取締役及び監査役の氏名等（2020年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	國分 秀世（こくぶん ひでよ）	メイテックグループCEO メイテックCEO兼COO CSR室担当 株式会社メイテックネクスト担当 株式会社メイテックフィルダーズ取締役 株式会社メイテックキャスト取締役 株式会社メイテックネクスト取締役
取締役副社長	上村 正人（うえむら まさと）	執行役員 エンジニアリングソリューション事業部門（ハイエンド領域）統括 経営戦略、社長室担当 株式会社メイテックフィルダーズ担当 株式会社メイテックフィルダーズ取締役 株式会社メイテックキャスト取締役 株式会社メイテックＥＸ取締役
取締役	米田 洋（よねだ ひろし）	執行役員 エンジニアリングソリューション事業推進部・ 業務サポート部・広報部担当 株式会社メイテックキャスト担当 株式会社メイテックフィルダーズ取締役 株式会社メイテックキャスト取締役 株式会社メイテックネクスト取締役
取締役	六郷 裕之（ろくごう ひろゆき）	執行役員 キャリアサポート部門・グループ採用部門統括 経理部・経営管理部担当 株式会社メイテックフィルダーズ取締役 株式会社メイテックネクスト取締役
取締役	伊藤 圭介（いとう けいすけ）	執行役員 人事部担当 株式会社メイテックＥＸ、 株式会社メイテックビジネスサービス担当 株式会社メイテックＥＸ取締役 株式会社メイテックビジネスサービス代表取締役社長

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	清水三七雄（しみずみなお）	弁護士（清水三七雄法律事務所）
取締役	岸博幸（きしひろゆき）	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
取締役	山口陽（やまぐちあきら）	なし
取締役	横江公美（よこえくみ）	東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科教授
監査役	植松正年（うえまつまさとし）	（常勤） 株式会社メイテックフィルダーズ監査役
監査役	渡部博（わたなべひろし）	公認会計士（公認会計士渡部博事務所）
監査役	深井慎（ふかいまこと）	なし
監査役	國部徹（くにべとおる）	弁護士（國部法律事務所）

（注）1．取締役のうち、清水三七雄、岸博幸、山口陽、横江公美の４氏は、社外取締役であります。
2．監査役 植松正年、渡部博、深井慎、國部徹の４氏は、社外監査役であります。
3．社外取締役である清水三七雄、岸博幸、横江公美の３氏、及び社外監査役である渡部博、國部徹の両氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。なお、社外監査役である植松正年氏が兼職している株式会社メイテックフィルダーズは、当社の完全子会社であります。
4．社外取締役である清水三七雄、岸博幸、山口陽、横江公美の４氏、及び社外監査役である植松正年、渡部博、深井慎、國部徹の４氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。
5．監査役 渡部博氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．監査役 深井慎氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7．当期中の取締役及び監査役の異動は次の通りであります。
① 就任
2019年６月20日開催の第46回定時株主総会において、山口陽、横江公美の両氏は新たに取締役に、國部徹氏は新たに監査役にそれぞれ選任され就任いたしました。
② 退任
2019年６月20日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって、取締役 小笠原昭喜、監査役 齋藤雅俊の両氏は退任いたしました。
8．取締役 上村正人氏は、2019年４月１日付で、取締役副社長に就任いたしました。
9．当期中の取締役の重要な兼職の異動は、次の通りであります。
取締役副社長 上村正人氏は、2019年４月１日付で株式会社メイテックフィルダーズ及び株式会社メイテックキャストの取締役に就任し、また、2019年10月１日付で株式会社メイテックＥＸの取締役に就任いたしました。
取締役 伊藤圭介氏は、2019年４月1日付で株式会社メイテックＥＸの取締役に就任いたしました。

10. 当社は、2003年４月１日より執行役員制度を導入しております。2020年３月31日現在の執行役員は下記の通りです。

区　分	氏　名
代表取締役社長 CEO（最高経営責任者）兼 COO（最高業務執行責任者）	國分秀世
取締役副社長執行役員	上村正人
取締役執行役員	米田洋、六郷裕之、伊藤圭介
執行役員	矢部哲也、松井義和、渡辺真司、二村要、 田熊剛、芦田敬大、米沢浩一、野澤正幸、 飯田圭哉、井戸靖彦、伊藤英雄

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び各監査役と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	員　数	固　定　報　酬	業績連動報酬	合　計
取締役（社外取締役を除く）	6名	116百万円	233百万円	349百万円
社外取締役	4名	31百万円	—	31百万円
社外監査役	5名	47百万円	—	47百万円
合 計	15名	195百万円	233百万円	428百万円
社外役員　合 計	9名	79百万円	—	79百万円

⑷ 取締役及び監査役の報酬額等又はその算定方法に係る決定に関する事項

当社は取締役会において「取締役及び監査役の報酬等の額の算定方法・決定に関する方針」を以下の通り定めております。

1．決定方法

取締役及び監査役の報酬は、その合計額を2019年6月開催の第46回定時株主総会で可決された報酬総額の範囲とし、取締役会決議で改廃される本方針に従って個別報酬額を決定する。

〈株主総会決議概要：取締役及び監査役の報酬額〉

年額で表示	固定報酬	業績連動報酬	報酬総額
取締役	220百万円以内	当期純利益（※）の2.5%の額、かつ250百万円以内	470百万円以内
うち社外取締役分	50百万円以内	（支給対象外）	50百万円以内
監査役	50百万円以内	（支給対象外）	50百万円以内
合計	270百万円以内	250百万円以内	520百万円以内

※ 連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益

2. 役員報酬に関する考え
・2003年６月開催の第30回定時株主総会で可決された報酬制度の基本的な考え方を踏まえつつ、適時的確に見直しを行う。
・報酬の算定方法や決定プロセスを明確化して開示する姿勢を従前と同様に継続する事により、経営の透明性を高めてコーポレートガバナンスを強化し、さらなる企業価値の向上を図る。
・業務執行取締役の役員報酬の業績連動率を高め、株主との中長期的な利害の共有を強化する。
・社外取締役と監査役の独立性を保つため、業績連動報酬の支給対象外とする。
・2002年３月期に廃止した役員退職慰労金制度は採択しない。

3. 具体的な役員報酬額
役員報酬総額＝（1）固定報酬＋（2）業績連動報酬〈（3）20％相当額の取り扱い〉
（1）個別の固定報酬

代表取締役社長 グループCEO、CEO兼 COO	年額	28,800千円	(月額2,400千円)
取締役副社長	年額	24,000千円	(月額2,000千円)
取締役	年額	19,200千円	(月額1,600千円)
社外取締役	年額	9,000千円	(月額　750千円)
常勤監査役	年額	24,000千円	(月額2,000千円)
非常勤監査役	年額	7,800千円	(月額　650千円)

（2）業績連動報酬
・総額は業績連動報酬を損金経理する前の「親会社株主に帰属する当期純利益」の2.5％に該当する額の１百万円以下を切り捨てた金額、かつ、年額250百万円を上限とする。
・支給対象は社外取締役及び監査役を除く取締役に限定する。
・各取締役の個別配分は役員人事諮問委員会の協議を経て取締役会での決定を原則とするが、「配分方法」のみの決定に止め、「具体的な配分金額」の決定は代表取締役社長・グループＣＥＯへ一任する決定も許容する。
（3）業績連動報酬（税金控除後）の20％相当額の取り扱い
・取締役個々における税金控除後の業績連動報酬の20％相当額を、取締役個々の賛同のもと、当社役員持株会へ拠出（同報酬相当額を12分割し、毎年７月からの12カ月間、毎月同額）し、自社株式の取得に充当する。
・取得した自社株式は、持株会規則の他社内規定に従い、原則、在任期間及び退任後1年を経過するまでは譲渡を禁じる。
・なお、当該報酬の支給対象者が退任する場合、当社役員持株会規則に鑑み、本取り扱いの対象外とする。

4. 付則
・監査役の報酬は、法の定めに従い監査役の協議による決定を要する。
・使用人兼務取締役の報酬には使用人分の給与を含む。
・使用人兼務取締役に対して使用人分の賞与は支給しない。
・子会社役員を兼務する取締役及び監査役の当該子会社からの報酬は、原則無報酬とする。
・諸手当として通勤並びに単身赴任や転勤に関する手当を、出張旅費として日当を別途支給する。
・会社役員賠償責任保険(D&O保険)の個人負担保険料を別途加算する。

⑸ 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職の状況等につきましては、「4．会社役員に関する事項⑴取締役及び監査役の氏名等」に記載の通りであります。

② 当事業年度における主な活動状況

氏　　名	出席の状況	主な活動状況
清水三七雄（しみずみなお） (社外取締役)	取締役会 100% (15回中15回)	豊富な経験と見識から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
岸　博幸（きし　ひろゆき） (社外取締役)	取締役会 86.7% (15回中13回)	豊富な経験と見識から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
山口　陽（やまぐち　あきら） (社外取締役)	取締役会 100% (12回中12回)	2019年6月20日就任以降、豊富な経験と見識から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
横江　公美（よこえ　くみ） (社外取締役)	取締役会 83.3% (12回中10回)	2019年6月20日就任以降、豊富な経験と見識から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
植松　正年（うえまつ　まさとし） (社外監査役)	取締役会 100% (15回中15回) 監査役会 100% (14回中14回)	取締役会では適宜質問し、必要に応じ適切な助言、提言等を行い、また監査役会では常勤監査役として各監査役に対し監査状況の報告や意見を述べております。
渡部　博（わたなべ　ひろし） (社外監査役)	取締役会 100% (15回中15回) 監査役会 100% (14回中14回)	特に財務及び会計の視点から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
深井　慎（ふかい　まこと） (社外監査役)	取締役会 100% (15回中15回) 監査役会 100% (14回中14回)	豊富な経験と見識から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
國部　徹（くにべ　とおる） (社外監査役)	取締役会 100% (12回中12回) 監査役会 100% (11回中11回)	2019年6月20日就任以降、豊富な経験と見識から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。

5．会計監査人の状況

⑴　会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

⑵　当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項　　目		支払額
①	当社が支払うべき報酬等の額	45百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

（注）　当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

⑶　会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の過年度監査実績、当該事業年度の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠等について確認し、適切と判断したことから、会計監査人の報酬等の額に同意いたしました。

⑷　非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

⑸　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断したときは、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会の定める評価手続及び基準に従い会計監査人の職務遂行状況を総合的に評価し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難であると認められる等の場合には、監査役会は会社法第344条に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

第47期におきましては、下記（1）～（12）のとおり各体制を整備・運用したことにより、当社並びにその子会社から成る企業集団に重大な損害を及ぼす事件・事故等は発生しておりません。

⑴ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社会との関わりの中で、法令及び定款を遵守し、社会倫理に反することなく健全で透明度の高い経営を行うものとし、取締役の職務の執行については、当社の事業特性や規模等に相応しい社内規程に基づき、その意思決定のプロセス及び結果を明確にするとともに、必要に応じて取締役及び監査役が、同プロセス及び結果を閲覧できる体制を構築する。

また、通報者の人事上の保護を講じたメイテックグループ・ヘルプライン制度の設置及び周知を通じて、取締役の職務執行にかかる不正行為等の早期発見、是正に努める。

（運用状況）

取締役会規程、職務権限規程及び稟議規程にて各取締役の権限及び意思決定手続きを明確化し、各取締役は同規程類に基づき職務執行を行っています。なお、取締役会及び執行役員会の資料及び議事録は全取締役及び監査役が閲覧可能なシステムに常時保存するとともに、個別の取締役による意思決定については、そのプロセス及び結果を記録するシステムを導入しており、必要に応じて全取締役及び監査役が閲覧できる体制を構築しています。

また、内部牽制機能を持つCSR室を所管部署として「メイテックグループ・ヘルプライン制度」を設置し、社内イントラネットにて同制度を周知し、適切に対応しています。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令、定款及び社内規程等の定めに従い、取締役の職務の執行に係る情報を適時適切に記録・保存・管理する。

また、漏洩、改ざん、紛失、不正利用する行為や許可なくして開示する等の行為で、企業としての信用を失墜し当社グループに致命的な損害を与えることが無いよう、保存媒体に応じて適切な管理体制を構築する。

（運用状況）

株主総会・取締役会・執行役員会の議事録等を法令、定款及び社内規程等に従い作成し、適切に保存・管理しています。また、「情報管理規程」にて管理すべき情報及び管理方法を定め、適切に運用しています。

⑶ 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程に基づき、事業遂行から生じる損失の危険（リスク）を平時より網羅的・体系的に収集し、その動向を的確にモニタリングするとともに、そのリスクの軽重に応じた適時適切な対策を講じる他、現実のものとして顕在化した時点では迅速な対応により影響

を最小化し、早期復旧を実現できる態勢を整備し、継続して経営の安全性の維持・向上に努める。

（運用状況）

「リスク管理規程」にて管理体制を定め、社内イントラネットにて周知を図るとともにリスクの種別毎にリスクを特定し、管理すべきリスクに抜け漏れが無いか確認しています。また、リスクの顕在化の兆候を察知してリスクの顕在化を防止し、又は顕在化した場合の影響の最小化を図るため、「リスク管理要領」にてあらかじめモニタリング項目及び実施部署を特定し、定期的にその内容を取締役会又は執行役員会に報告するとともに、リスクが顕在化した場合の報告体制を整備し、適切に運用しています。さらに、顕在化したリスクが危機にまで発展した場合の、事態の拡大防止と早期収束を図るため、「グループ危機管理規程」にて危機発生時の初動対応や危機対策本部の設置等、危機管理体制を整備しています。当社は、新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大を受け、同規程に基づき「危機対策本部」を設置し、危機対応に当たっています。なお、各部署のリスク管理の運営などについて内部監査を実施しています。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、各取締役が適切に職務を分担し、社内規程等に則った権限委譲を行うことで意思決定の迅速化を図るとともに、事業計画等を策定し明確な目標を定め、それに基づく適切な業務運営や進捗管理を実施し、必要に応じて目標を見直す。

（運用状況）

執行役員制度を採用し、各取締役が適切に職務執行と監督の責任を分担し、「職務権限規程」に則った権限委譲を執行役員へ行い、迅速かつ適正な意思決定を行っています。また、事業計画等を策定し明確な目標を定め、それに基づく適切な業務運営や進捗管理を実施し、必要に応じて目標を見直しています。

⑸ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念、メイテックグループ社員行動憲章、社員行動規範等を制定し、役職員が、法令、定款及び社内規程等を遵守し、公正かつ理性ある行動を実践するよう、意識醸成のための取り組みを継続的に実施する。

また、通報者の人事上の保護を講じたメイテックグループ・ヘルプライン制度の設置及び周知を通じて、使用人の職務の執行にかかる不正行為等の早期発見、是正に努める。

（運用状況）

経営理念、メイテックグループ社員行動憲章、社員行動規範等を制定し、社内イントラネットに公開して周知を図るとともに報告体制を整備し運用しています。また、コンプライアンス規程にて、職務職位に応じてコンプライアンスを実践することが全使用人の責務であることを定めるとともに、年１回、全使用人を対象として、eラーニングによる教育を実施しています。メイテックグループ・ヘルプライン制度については、前記（１）の運用状況記載のとおりです。

なお、各部署の法令、定款及び社内規程等の遵守の状況などについて内部監査を実施しています。

⑹ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社が自主独立の精神をもって事業の発展を図ることを尊重しつつ、経営理念及びメイテックグループ社員行動憲章を共有し、子会社の設立目的や事業特性、規模等に応じた機関設計を行うとともに、全子会社に当社の取締役又は使用人を配し、子会社の業務の執行を適正に管理監督することにより、当社グループ全体の企業価値の最大化を図る。

また、当社は、子会社管理に関する規程を定め、当社内にグループ会社管理担当部署（以下、グループ会社管理部署）を設置するとともに、子会社の取締役等の業務執行にかかる重要事項を定期的に当社に報告する体制を整備する。

なお、子会社の損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制の整備、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、上記(3)乃至(5)を基本方針として、各子会社に対し、それぞれの事業特性や規模等に応じた相応しい体制の整備を求めるとともに、その整備状況について定期的に報告を受け、必要に応じてその改善を求めるものとする。

（運用状況）

全子会社に当社取締役を配し、子会社の業務の適正を管理監督しています。また、「グループ会社管理規程」を定め、当社の事前承認が必要な事項及び報告事項を明確化しています。これに基づき当社の事前承認が必要とされた事項については子会社と当社の関係部署にて協力し意思決定を行うとともに、当社が報告を受けるべき事項については、子会社より適切に報告を受けました。なお、各子会社の業務について、当社内部監査室が監査を実施しています。

⑺ 監査役の職務を補助する使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の監査の実効性を高めるため、業務執行機能から独立した専属の使用人で構成される監査役室を設置する。

監査役の職務を補助すべき専属の使用人に係る人事評価・異動については、監査役の意向を最大限尊重するため、監査役の同意の下に行い、当該使用人に対する指揮命令は監査役が行う。

（運用状況）

監査役室を設置し、業務執行から独立した専属の使用人を１名配置しています。なお、当該使用人の人事評価・異動については、監査役の意向を最大限尊重するため、監査役の同意の下に行うとともに、その指揮命令は監査役が直接行っています。

⑻ **監査役への報告に関する体制**

①取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

当社は、取締役及び使用人が監査役に対して適切に報告する体制を整備するとともに、監査役に、取締役会の他、全ての会議への参加権限を付与し、かつ、意思決定や業務執行に係る重要な情報を開示する。

（運用状況）

「監査役または監査役会への報告に関する規程」を制定し、社内イントラネットに公開することにより周知しています。また、監査役には、取締役会の他、全ての会議への参加権限を付与しており、監査役は、その判断に基づき適宜必要とされる会議に参加しています。また、意思決定や業務執行に係る重要な情報については監査役の求めに応じて適切に開示しています。

②子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社は、子会社にて発生した事項について、グループ会社管理部署を通じて、子会社の取締役及び使用人から当社監査役に対して報告する体制を整備するとともに、子会社の取締役及び使用人に対して、当社監査役が企業集団の業務の適正を確保するために必要と判断した事項について直接報告等を求められた場合は、当該要請に応じることを義務付ける。

また、子会社監査役は、当社監査役と定期的に会合を持ち、子会社の状況等を適時適切に当社監査役に報告する。

（運用状況）

子会社にて発生した事象については、グループ会社管理部署を通じて、当社監査役に適宜報告されています。また、子会社監査役は、子会社の取締役会出席後、及び子会社に関する事件事故等の報告を受けた際は適宜、当社監査役と会合を持ち、当社監査役に子会社の状況等を適時適切に報告しています。

⑼ **監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、当社監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

（運用状況）

「監査役または監査役会への報告に関する規程」にて不利な取り扱いを明確に禁止し、その旨周知されています。なお、当社監査役への報告を行ったことに対して、不利な取り扱いが行われた事実はありません。

⑽ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用及び債務については、原則、当社が負担するものとし、監査役の職務の執行に必要でないことを当社が証明した場合を除き、監査役からの要請に応じて、適宜、その費用及び債務を処理するものとする。

（運用状況）

監査役からの要請に応じて、適宜、その費用及び債務を当社の負担にて処理しています。

⑾ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、内部監査担当部署及び会計監査人が、定期或いは必要に応じて随時、監査役と意見交換を行う等、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携が深められる体制を整備する。

また、取締役及び使用人が監査役からの調査又はヒアリングの要請に協力する等、継続して監査役による監査機能の実効性の向上に努める。

（運用状況）

内部監査室及び会計監査人は、監査役と定期的に意見交換を行い、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携を図っています。

また、取締役及び使用人は、監査役からの調査又はヒアリングの要請に対して、適切に協力しています。

⑿ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、代表取締役等の経営トップ以下当社グループ全体が毅然とした態度で対応する。

（運用状況）

購買ポリシー、社員行動規範等において、反社会的勢力とは一切関係を持たない旨を規定しております。また、同時に、反社会的勢力による組織的暴力に対しては「恐れない」「金を出さない」「利用しない」いわゆる「三ない」を基本とし、万が一反社会的勢力より接触があった場合においては、個人で対応せず、担当部署に相談し、組織的に対応することを定めています。

７．剰余金の配当等の決定に関する方針

数多くのエンジニアを無期雇用しているメイテックグループは、中長期的に株主還元の最大化を目指し持続的に成長するために、経済危機の下でも雇用を守り抜くことが不可欠と考えます。よって、利益配分については、「自己資本の“質と量”の充実」を優先しながら、「資金の残高」も考慮した上で、業績に基づく成果を配分する方針です。

自己資本の“質と量”の充実度に加えて、資金の残高が事業運営上の必要資金（連結売上高の月商３ヵ月分）を上回る場合、配当および自己株式取得による総還元性向は100％以内を原則とします。配当は、中間と期末の年２回実施し、配当性向は50％以上を原則とします。配当の最低水準は連結株主資本配当率（DOE）５％といたします。

自己株式の取得は、総還元性向と配当性向の水準を勘案して適時実施します。

取得後の自己株式は発行済株式総数の５％を上限として継続保有します。取得し保有する自己株式の上限を超える部分は当期末までに消却いたします。

（注）

・総還元性向＝年間の株主還元額÷親会社株主に帰属する当期純利益
　年間の株主還元額＝配当金総額（中間配当＋期末配当）＋期中の自己株式取得額
・配当性向＝配当金総額（中間配当＋期末配当）÷親会社株主に帰属する当期純利益
・連結株主資本配当率（DOE）＝配当÷連結株主資本
・月商３ヵ月分＝「必要運転資金（ワーキング・キャピタル）*：連結売上高の月商２ヵ月分」＋「財務基盤強化資金（2010年３月期に相当する危機的な市場環境になった際の事業継続資金）：連結売上高の月商１ヵ月分」
　＊　必要運転資金（ワーキング・キャピタル）は売掛金等を基準に設定

※　自己株式は、経営計画の目標達成等に向けて、今後の成長戦略の実行と成長に伴うリスクに対処していく機動的な財務政策を可能とするために保有します。

特に注記がない限り、本事業報告中に記載の2020年3月期連結会計年度及び第47期事業年度に係る数値については、次の通り表示しております。

・金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示。ただし、銭単位の端数については、四捨五入して表示。
・比率については、表示桁未満の端数を四捨五入して表示。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
Ⅰ流動資産	**62,679**	**Ⅰ流動負債**	**17,228**
現金及び預金	47,033	未払費用	3,124
受取手形及び売掛金	14,696	未払法人税等	2,344
仕掛品	154	未払消費税等	2,339
その他	798	役員賞与引当金	238
貸倒引当金	△2	賞与引当金	7,959
Ⅱ固定資産	**14,814**	その他	1,221
1有形固定資産	**5,332**	**Ⅱ固定負債**	**15,937**
建物及び構築物	3,533	退職給付に係る負債	15,937
工具、器具及び備品	309	**負債合計**	**33,166**
土地	1,487	**純資産の部**	
その他	2	**Ⅰ株主資本**	**45,950**
2無形固定資産	**588**	資本金	5,000
ソフトウェア	567	資本剰余金	7,927
その他	20	利益剰余金	38,952
3投資その他の資産	**8,893**	自己株式	△5,929
投資有価証券	27	**Ⅱその他の包括利益累計額**	**△1,623**
繰延税金資産	8,062	土地再評価差額金	△662
その他	816	退職給付に係る調整累計額	△961
貸倒引当金	△12	**純資産合計**	**44,327**
資産合計	**77,493**	**負債純資産合計**	**77,493**

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
Ⅰ 売上高		**100,995**
Ⅱ 売上原価		**73,823**
売上総利益		**27,171**
Ⅲ 販売費及び一般管理費		**14,245**
営業利益		**12,926**
Ⅳ 営業外収益		
受取利息	1	
助成金収入	38	
その他	15	55
Ⅴ 営業外費用		
支払手数料	2	
コミットメントフィー	2	
その他	2	6
経常利益		**12,975**
Ⅵ 特別損失		
固定資産除却損	3	3
税金等調整前当期純利益		**12,971**
法人税、住民税及び事業税	4,367	
法人税等調整額	△489	3,878
当期純利益		**9,093**
親会社株主に帰属する当期純利益		**9,093**

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,000	9,198	35,469	△5,495	44,173
当期変動額					
剰余金の配当			△5,610		△5,610
親会社株主に帰属する当期純利益			9,093		9,093
自己株式の取得				△1,705	△1,705
自己株式の消却		△1,271		1,271	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△1,271	3,482	△434	1,777
当期末残高	5,000	7,927	38,952	△5,929	45,950

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△662	△1,139	△1,802	42,371
当期変動額				
剰余金の配当				△5,610
親会社株主に帰属する当期純利益				9,093
自己株式の取得				△1,705
自己株式の消却				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	178	178	178
当期変動額合計	－	178	178	1,956
当期末残高	△662	△961	△1,623	44,327

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
Ⅰ流動資産	**50,976**	**Ⅰ流動負債**	**12,755**
現金及び預金	38,664	未払金	623
受取手形	514	未払費用	2,181
売掛金	10,955	未払法人税等	1,912
仕掛品	142	未払消費税等	1,681
前払費用	518	役員賞与引当金	233
その他	181	賞与引当金	5,783
Ⅱ固定資産	**14,563**	その他	340
1有形固定資産	**5,323**	**Ⅱ固定負債**	**14,519**
建物	3,517	退職給付引当金	14,519
構築物	12	**負債合計**	**27,275**
工具、器具及び備品	303	**純資産の部**	
土地	1,487	**Ⅰ株主資本**	**38,927**
建設仮勘定	2	**1資本金**	**5,000**
2無形固定資産	**547**	**2資本剰余金**	**7,918**
ソフトウェア	527	(1)資本準備金	1,250
その他	20	(2)その他資本剰余金	6,668
3投資その他の資産	**8,692**	**3利益剰余金**	**31,939**
投資有価証券	27	その他利益剰余金	31,939
関係会社株式	1,118	繰越利益剰余金	31,939
繰延税金資産	6,790	**4自己株式**	**△5,929**
差入保証金	685	**Ⅱ評価・換算差額等**	**△662**
その他	79	土地再評価差額金	△662
貸倒引当金	△9	**純資産合計**	**38,265**
資産合計	**65,540**	**負債純資産合計**	**65,540**

損 益 計 算 書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
Ⅰ売上高		**75,297**
Ⅱ売上原価		**55,138**
売上総利益		**20,159**
Ⅲ販売費及び一般管理費		**9,776**
営業利益		**10,382**
Ⅳ営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	883	
その他	28	913
Ⅴ営業外費用		
支払手数料	2	
コミットメントフィー	2	
その他	0	5
経常利益		**11,290**
Ⅵ特別損失		
固定資産除却損	2	2
税引前当期純利益		**11,287**
法人税、住民税及び事業税	3,572	
法人税等調整額	△398	3,174
当期純利益		**8,112**

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	5,000	1,250	7,939	9,189
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の消却			△1,271	△1,271
当期変動額合計	－	－	△1,271	△1,271
当期末残高	5,000	1,250	6,668	7,918

（単位：百万円）

	株主資本		
	利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	29,436	△5,495	38,130
当期変動額			
剰余金の配当	△5,610		△5,610
当期純利益	8,112		8,112
自己株式の取得		△1,705	△1,705
自己株式の消却		1,271	－
当期変動額合計	2,502	△434	796
当期末残高	31,939	△5,929	38,927

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△662	△662	37,468
当期変動額			
剰余金の配当			△5,610
当期純利益			8,112
自己株式の取得			△1,705
自己株式の消却			－
当期変動額合計	－	－	796
当期末残高	△662	△662	38,265

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月11日

株式会社メイテック
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森　田　浩　之　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　　努　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メイテックの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メイテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月11日

株式会社メイテック
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森　田　浩　之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　　努　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メイテックの2019年４月１日から2020年３月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月12日

株式会社メイテック　監査役会

常勤社外監査役　植　松　正　年　㊞

社外監査役　渡　部　　博　㊞

社外監査役　深　井　　慎　㊞

社外監査役　國　部　　徹　㊞

以　上

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 〒137-8081　新東京郵便局私書箱第29号 電話　0120-232-711（通話料無料）
上場証券取引所	東京証券取引所
公告の方法	電子公告により行います。 公告掲載URL https://www.meitec.co.jp/ir/stock_information/financial_statement.html （ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。）

（ご注意）
1．株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求、配当金の振込指定、その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2．特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行本支店にてもお取次ぎいたします。
3．未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

【株式に関するお手続きについて】

○特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
○特別口座から一般口座への振替請求 ○単元未満株式の買取（買増）請求 ○住所・氏名等のご変更 ○特別口座の残高照会 ○配当金の受領方法の指定（＊）	特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 電話 0120-232-711（通話料無料） ［手続き書類のご請求方法］ ○インターネットによるダウンロード http://www.tr.mufg.jp/daikou/
○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ	株主名簿管理人	

（＊）特別口座に記録された株式をご所有の株主様は、配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。

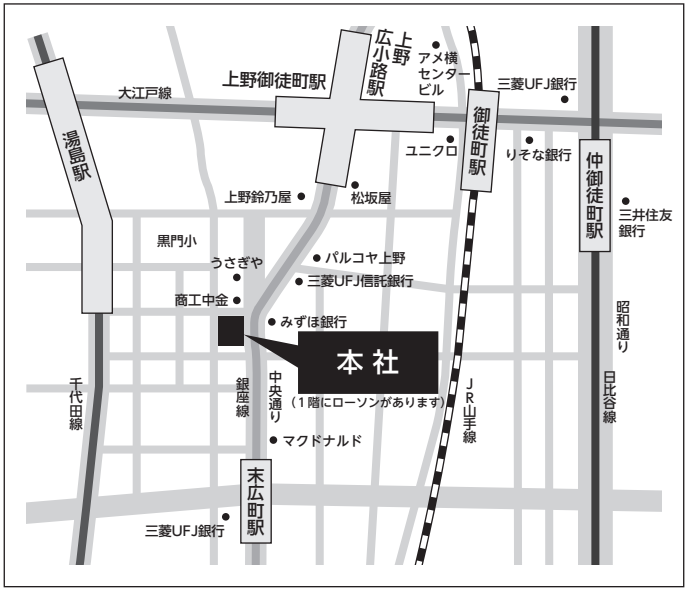
○証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ	株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 電話　0120-232-711（通話料無料）
○上記以外のお手続き、ご照会等	口座を開設されている証券会社等にお問合せください。	

メ　モ

メ　モ

株主総会 会場ご案内図



東京都台東区上野一丁目１－10　オリックス上野１丁目ビル７階
株式会社メイテック　東京本社　０３－６７７８－５１００（代表）

新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、株主総会のご出席に際しましては株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

＜交通のご案内＞

ＪＲ山手線・京浜東北線「御徒町」駅　南口出口より徒歩４分
東京メトロ　銀座線「上野広小路」駅　Ａ１出口より徒歩３分
東京メトロ　銀座線「末広町」駅　４番出口より徒歩３分
東京メトロ　千代田線「湯島」駅　６番出口より徒歩３分
東京メトロ　日比谷線「仲御徒町」駅　２番出口より徒歩６分
都営地下鉄　大江戸線「上野御徒町」駅　Ａ１出口より徒歩３分

■　お土産及び駐車場の用意はございません。
■　会場内には、待機場所及び喫煙所を設けておりません。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。